

統計調査員の仕事

【統計調査員とは】

各種統計調査の調査対象（世帯や事業所など）を訪問し、調査票の配布・回収・点検などを行う仕事です。

※統計調査員が回収した調査票は、「統計」としてまとめられて公表され、国や地方公共団体の政策立案をはじめ、様々な分野で広く利用されます。

《代表的な統計調査》

雄武町基本調査：すべての世帯を対象とした雄武町独自の調査（国勢調査を行わない年）

国勢調査：すべての世帯を対象とした調査

経済センサス活動調査：すべての事業所を対象とした調査

【統計調査員の具体的な仕事の流れ】

説明会への出席：統計調査ごとに開催される説明会に出席し、内容を把握します。

事前準備：配布された資料を読み、調査用品の数量や受け持ち地区を確認して、調査対象者名簿や地図を作成します。

訪問・記入依頼：調査対象（世帯・事業所）を訪問して調査の目的などを説明し、調査票の記入を依頼します。

回収・点検：再び訪問して調査票を回収し、記入漏れなどがないかチェック・整理します。調査によってはオンライン回答や郵送回収があり、その場合は再訪問が不要となります。

書類の提出：完成した調査書類を町へ提出して、一連の業務が完了となります。

※調査業務中の身分は、国、北海道、雄武町の非常勤の公務員です。

※長年の調査活動などの功績に対して、国や北海道から表彰される制度があります。

※不定期・季節的な仕事なので、ご自身の都合に合わせて従事できます。

【報酬について】

調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます。報酬額は、統計調査の種類や、担当する調査票の回収件数などによって決定します。

【統計調査員協議会について】

調査員に委嘱された方には、「雄武町統計調査員協議会」の会員となっていていただき、協議会の運営費として、支給される調査員報酬の5%を会費として徴収させていただきます。

また、年1回、総会および懇親会を開催いたしますのでご出席ください。

【守秘義務（法的な義務）】

統計調査員には、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない「守秘義務」があります（統計法第41条第5号）。